事　務　連　絡
令和８年 10 月 19 日

各　（都道府県 / 保健所設置市 / 特別区）　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局

オンライン診療指針等に関するお問い合わせ窓口の周知及び法令違反等への対応について

オンライン診療については、安全性・必要性・有効性の観点から、医師、患者及び関係者が安心できるよう、公益的かつ適切な普及を推進するため、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年３月）（令和８年４月改訂）」（平成30年３月30日付け医政発0330第46号別紙。以下「オンライン診療指針」という。）において、その実施に当たって医療機関等が最低限遵守する事項及び推奨される事項並びにそれらの考え方をお示ししています。

厚生労働省では、従来よりオンライン診療指針等に関するお問い合わせのコールセンターとメール窓口を別添のとおり設置しているところです。

併せて、各都道府県におかれては、住民等からお問い合わせがあった際には適切に対応していただき、医療機関、医療関係団体、関係市区町村等に対しても、様々な機会を通じてご周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省においても、一般の方がウェブサイト上で「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」に違反することが疑われる医療に関する広告を見つけた場合については、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」の通報ホームページ（https://iryoukoukoku-patrol.mhlw.go.jp/）を設けているところであり、当該事業により収集された情報を必要に応じて都道府県にも情報提供していたところですが、引き続き都道府県におかれても、当該事業からの情報提供を含め、適切な指導等、オンライン診療の公益的かつ適切な普及に向けたご協力をよろしくお願いいたします。

また、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和８年３月 27 日付け医政発 0327 第５号）において、都道府県知事等は、オンライン診療に関して、自由診療の場合も含め、病院又は診療所に加え、オンライン診療受診施設についても、報告徴収・立入検査を行い、また、是正命令等を行うことができる旨をお示ししていることから、適宜「チェックリスト（令和８年３月 27 日付け医政発 0327 第５号　別添３）」も活用し、指導等を適切に実施するようお願いします。

（参考）厚生労働省ホームページ「オンライン診療について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html

【担当】
厚生労働省医政局医事課オンライン診療係
TEL:　03-3595-2196
厚生労働省医政局医療経営改革課
TEL:　03-6812-7806

別添

オンライン診療指針等に関するお問い合わせ窓口

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等に関するお問い合わせのコールセンターとメール窓口を設置いたしました。
※委託事業者：有限責任監査法人トーマツ
※個別の事案に関するご相談については、当該診療を実施した医療機関を所管する保健所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

〇コールセンター

電話番号：　080-7666-5801
　　090-6723-3812
　　080-3412-1187
受付時間：　平日　午前９時00分～午後５時00分
その他：　３回線ご用意しておりますので、つながりにくい場合は他の電話番号におかけいただくか、留守番電話にお問い合わせ事項や折り返し先をお伝えいただきますようお願いいたします。

〇メール窓口

メールアドレス：　online-medical-qa＠tohmatsu.co.jp